

# 奈良先端科学技術大学院大学附属図書館所蔵ビデオ資料利用要綱

平成29年3月17日  
附属図書館長裁定

## (利用の方法)

第1条 ビデオ資料を利用しようとする者は、著作権法を遵守し、館内での利用に限るものとする。ただし、館外貸出が許諾されたビデオ資料（以下「館外貸出可ビデオ資料」という。）については、奈良先端科学技術大学院大学附属図書館利用規程第3条第1項第1号に規定する学内利用者及び同条同項第2号に規定する学外特別利用者に限り館外貸出を受けることができる。

## (利用場所)

第2条 ビデオ資料を利用する場所は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、館外貸出が許諾されたビデオ資料はこの限りではない。

- (1) 附属図書館閲覧室
- (2) 附属図書館シアターラウンジ
- (3) 附属図書館マルチメディアラウンジ
- (4) 附属図書館マルチメディア提示室

## (利用時間)

第3条 ビデオ資料を利用する時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ビデオ資料の利用受付時間は、奈良先端科学技術大学院大学附属図書館利用規程第4条第1項に定める利用日時の午前9時から午後5時までのカウンター受付時間内とする。
- (2) 館外貸出不可のビデオ資料の利用は、当日の午前9時から午後5時までとする。なお、館外貸出可ビデオ資料の利用は、貸出当日から2週間以内とする。

## (申し込み)

第4条 ビデオ資料の利用申し込みは、以下のとおり附属図書館受付カウンターにて受け付ける。

- (1) 館内利用を希望する場合は、別紙様式「ビデオ資料利用申込書」にて申し込むものとする。
- (2) 館外貸出を希望する場合は一般貸出を希望する旨を申し出ることとし、別紙様式は不要とする。

## (返却)

第5条 ビデオ資料の返却については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 原則としてカウンター受付時間内に附属図書館受付カウンターに返却するものとする。
- (2) カウンター受付時間外は返却ポストへ返却するものとする。

## (館外貸出中ビデオ資料の予約)

第6条 学内利用者は、館外貸出中のビデオ資料の予約をすることができる。

## (損害の弁償)

第7条 利用者は、当該利用者の責に帰すべき事由により、ビデオ資料を紛失又は破損したときは、その損害を弁償しなければならない。

附 則

この要綱は、平成18年9月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## ビデオ資料利用申込書

所属 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 利用者区分 M・D・教職員・その他

連絡先（内線等） \_\_\_\_\_ 利用人数 \_\_\_\_\_ 名

視聴場所 閲覧室・シアターラウンジ・マルチメディアラウンジ・マルチメディア提示室

下表の太枠の中のみお書きください。

	利用資料名	備考	出庫	返却
1				
2				
3				

記載の事項について、返却延滞等の場合のご本人への連絡以外に使用することはありません。

- ・この申込書による利用は当日中・館内での利用に限ります。
- ・利用時間は午後5時までです。当日中にカウンターへご返却ください。
- ・返却時に職員が不在の場合は返却ポストへご返却ください。

## 関連法令

### ○著作権法

#### 第二十六条（頒布権）

著作者は、その映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する。

三省堂提供「デイリー 新語辞典」より
<b>頒布【はんぷ】</b> 配って広く行きわたらせること。
<b>頒布権【はんぷけん】</b> 著作権における権利の一。有償・無償を問わず、複製したものの譲渡または貸与を制限することができる権利。著作権法では映画の著作物にのみ認められる。劇場用映画に関していえば、製作した映画フィルムとの複製物の上映期間や場所などの制限を具体的内容とする。

#### 第三十八条（営利を目的としない上演等）

5 映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設（営利を目的として設置されているものを除く。）で政令で定めるもの及び聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で前条の政令で定めるもの（同条第2号に係るものに限り、営利を目的として当該事業を行うものを除く。）は、公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第26条に規定する権利を有する者（第28条の規定により第26条に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。）に相当な額の補償金を支払わなければならない。

### ○著作権法施行令

（映画の著作物の複製物の貸与が認められる施設）

第2条の3 法第38条第5項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 国又は地方公共団体が設置する視聴覚教育施設
- 二 図書館法第2条第1項の図書館
- 三 前2号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は一般社団法人等が設置する施設で、映画フィルムその他の視聴覚資料を収集し、整理し、保存して公衆の利用に供する業務を行うものうち、文化庁長官が指定するもの

### ○図書館法

第2条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。